

(中学校用)

〔福井県教育委員会〕

家庭におけるオンライン学習に必要な通信費を支援します

(令和7年度福井県立学校オンライン学習用通信費給付金)

対 象 者

学校が貸与する端末を持ち帰り、オンライン学習をするため、インターネット回線に係る通信費を負担する者で、次の要件を全て満たす者。ただし、生活保護法による教育扶助または生業扶助が行われている世帯を除く。

- ・ 福井県立高志中学校に在籍する生徒の保護者であること
 - ・ 令和7年度において、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であること
 - ・ 福井県立高志中学校への入学以前に家庭にインターネット環境※の整備がなく、入学以降にインターネット環境を整備した家庭であること
- ただし、福井県立高志中学校の合格決定日以降にインターネット環境を整備した家庭を含む

※携帯電話、スマートフォンを除く

対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に生じる、家庭におけるオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入またはレンタルにかかる経費を含む） 4月に遡って申請することが可能
ただし、46,200円を上限とする

給 付 額

対象経費の金額から15,000円※を減じた金額（上限：31,200円）
(要保護児童生徒援助費として、通信費15,000円が別に支給されます。)

申請書類

福井県立高志中学校にお問い合わせください

申請期間

随時 ※当該年度内

申 請 先

福井県立高志中学校

問合せ先

福井県教育庁 教育政策課 教育DX推進室
TEL 0776-20-0766